

○国土交通省告示第二百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年二月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 霞ヶ浦導水事業（第1 導水路（水戸トンネル・石岡トンネル）及び第2 導水路）

第3 起業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 茨城県東茨城郡茨城町大字小幡字西峰地内

茨城県小美玉市橋場美字西花藏及び字池下、先後字東後、字東原及び字東前、堅倉字原、字捻ヶ崎、字猪土手向、字五陵及び字仲丸、鶴田字茱萸木立、字陣場、字陣場前、字古屋敷、字羽抜沢及び字大谷、竹原中郷字十三並びに栗又四ヶ字池ノ下、字栗又四ヶ、字細田、字野村田及び字中山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「霞ヶ浦導水事業（第1 導水路（水戸トンネル・石岡トンネル）及び第2 導水路）」（以下「本件事業」という。）は、茨城県水戸市渡里町字枝内地内の一級河川那珂川水系那珂川（以下単に「那珂川」という。）右岸から、同県同市河和田町字宮下地内の一級河川那珂川水系桜川（以下単に「桜川」という。）を經由し、同県石岡市三村字霞ヶ入地内の一級河川利根川水系霞ヶ浦（常陸利根川、横利根川、西浦、鰯川及び北浦の5 河川の総称、以下単に「霞ヶ浦」という。）高浜沖までの延長約31.5kmの区間（以下「本件第1 導水路区間」という。）及び同県稲敷市結佐字流作地内の一級河川利根川水系利根川（以下単に「利根川」という。）左岸から同県同市上之島字新川地内の霞ヶ浦までの延長約2.6kmの区間（以下「本件第2 導水路区間」という。）の総延長約34.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする、河川法（昭和39年法律第167号）第70条の2 第1 項に規定する「河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川」（以下「流況調整河川」という。）の建設に関する事業であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法第3条第1 項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業で

あり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山に発し、埼玉県久喜市栗橋付近で思川、巴波川等を支川にもつ渡良瀬川を合わせ、千葉県野田市関宿付近において江戸川を分派し、さらに東流して茨城県守谷市付近で鬼怒川、同県取手市付近で小貝川等を合わせ、同県神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、千葉県銚子市において太平洋に注ぐ、幹線流路延長322km、流域面積16,840km²の河川である。

利根川の流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都5県にまたがり、関東平野を流域として抱えており、流域内人口は、日本の総人口の約10分の1にあたる約1,309万人に達している。また、戦後の急激な人口の増加、産業や資産の集中を受け、高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えるとともに、その社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、首都圏のみならず日本の政治・経済・文化を支える重要な河川である。

しかしながら、利根川は、季節によって降雨量が大きく変動することなどから、過去においてたびたび渇水に見舞われている。取水制限を伴う渇水は、昭和47年から令和2年までの間に概ね3年に1回の割合にあたる16回発生し、渇水時の取水制限は1か月以上の長期にわたることもあり、社会生活、経済活動等に大きな影響を与えてきた。なかでも、平成6年及び平成8年の渇水では、取水制限が最大30%になり、事業所における生産ラインの制限、水道用水の断水及び減圧給水となるなど、大きな影響を与えた。

また、首都圏の生活や産業を支える水道用水や工業用水などの膨大な需要を賄うため、利根川水系等では、早くから水資源開発施設等の整備が行われており、広域的な低水管理を実施している。しかし、利水参画意思を示している特別水利使用者の水需要に対して安定的な水利用を可能とするためには現在の水資源開発施設等では不十分であり、また、渇水時における被害の最小化を図ること等、起こり得る渇水リスクを幅広く想定することが求められているため、水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進していくことが必要となっている。

霞ヶ浦は、茨城県の南東部に位置し、湖沼面積約220km²、流域面積2,157km²の河川である。

霞ヶ浦の流域は、茨城県、栃木県及び千葉県との3県にまたがり、湖沼周辺は有数の穀倉地帯となっており、農業用水を中心に、水道用水、工業用水等様々な水利用が行われている。また、明治から昭和初期において舟による水郷めぐりや釣りが盛んに行われ、昭和40年代までは湖岸には植生帯や湿地環境が広がり、砂浜は湖水浴場として賑わいを見せていた。

しかしながら、昭和40年代半ばから流域の人口増加や盛んな農業、企業の進出等に伴って、家庭からの生活排水、農業排水、工場や事業所からの排水も増え、霞ヶ浦に過剰な栄養塩類が流入したことにより、急速に水質の悪化が進み、深刻な問題となっている。また、湖面が広く、水深が浅いうえに、湖水の滞留日数が年平均で約200日と長いため、富栄養化による水質悪化により、アオコが発生しやすい特徴を有しており、アオコの大発生の際には、水面景観の悪化や悪臭の発生等周辺環境を著しく悪化させており、水質を改善し、河川環境を保全する必要性が生じている。

那珂川は、その源を福島県と栃木県の県境に位置する那須岳に発し、栃木県内の那須野ヶ原を南東から南に流れ、余笹川、箒川等を合わせて八溝山地を東流した後、逆川を合わせて茨城県に入り、平地部で南東に流れを変え緒川、藤井川、桜川等を、河口部で涸沼川を合わせて太平洋に注ぐ、幹線流路延長150km、流域面積3,270km²の河川である。

那珂川の流域は、栃木県、茨城県及び福島県の3県にまたがり、下流部には茨城県の県庁所在地である水戸市があり、地域における社会・経済・文化の基盤を成しており、農業用水を中心に、水道用水、工業用水等様々な水利用が行われている。

しかしながら、那珂川は季節によって降雨量が大きく変動することなどから流況が不安定になりやすく、過去においてたびたび渇水に見舞われており、昭和62年から令和2年までの間に取水制限を伴う渇水が6回発生している。また、渇水による取水障害は、主に塩水遡上によるものであり、市民生活をはじめ、企業及び農業活動に大きな影響を与えている。特に、農業用水の利用が増加する4月末から5月初めに発生しており、渇水による流量減少時には河口から十数kmまで塩水が遡上するため、下国井地点から下流では、周辺の茨城県ひたちなか市、水戸市等の水道、工業用水及び農業用水の取水にしばしば障害を引き起こしている。平成6年から令和2年までの間に起こった塩水遡上による取水障害は、潮見運転が352日間、那珂川上流地点から桜川を経由しての振替取水が142日間、取水不能が48日間に及ぶなど、農業生産活動等に大きな影響を与えている。

桜川は、その源を茨城県笠間市と水戸市の市境に位置する朝房山に発し、偕楽園付近で左支川である沢渡川を合流し、さらに千波湖放流口直下で右支川である逆川を合流し、水戸市若宮町で那珂川に合流する幹線流路延長22.5km、流域面積77.5km²の河川である。

桜川の流域は、笠間市及び水戸市の2市にまたがり、中・下流は水戸市の市街地を流れており、沿川には日本三名園に数えられる偕楽園や千波湖（千波公園）などがあることから、貴重な市民の憩いの場となっている。

しかしながら、流域の都市化の進展と共に生活排水の流入及び水質の悪い千波湖からの水の流入等による水質悪化が見られ、特に夏季の桜川下流部におけるアオコの大発生の際には、水面景観の悪化や悪臭の発生等周辺環境を著しく悪化させており、水質を改善し、河川環境を保全する必要性が生じている。

このような状況に対処するため、利根川、霞ヶ浦、那珂川及び桜川を連絡する本件事業が計画されたものであり、平成18年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針及び平成18年4月に策定された那珂川水系河川整備基本方針に沿って、平成25年5月に策定された利根川水系利根川・江戸川河川整備計画〔大臣管理区間〕（平成28年2月及び令和2年3月変更）、平成28年2月に策定された利根川水系霞ヶ浦河川整備計画〔大臣管理区間〕及び平成28年1月に策定された那珂川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕（令和2年9月変更）において、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進、特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善すること及び河川湖沼の水質浄化を目的とした事業として位置付けられている。

また、利根川水系及び荒川水系は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づく水資源開発水系に指定されており、同法に基づき令和3年5月に閣議決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「第6次フルプラン」という。）において、10か年第1位相当の渇水と同程度の規模の渇水が発生した場合において、安定的な水の利用を可能とすること及び既往最大級の渇水と同程度の規模の渇水が発生した場合において、生活・経済活動に重大な影響を生じさせないための必要最低限の水を確保することが供給目標として掲げられており、本件事業は、第6次フルプランにおいて茨城県、千葉県及び東京都における都市用水の供給目標を達成するために必要な施設として位置づけられている。

本件事業の完成により、利根川の渇水時には、那珂川及び霞ヶ浦の既存の水利用等流水の正常な機能の維持と増進に支障を及ぼさない範囲で、那珂川下流部から霞ヶ浦へ最大15 m^3 /秒の導水、霞ヶ浦から利根川下流部へ最大25 m^3 /秒の送水を行い、那珂川の渇水時には、利根川及び霞ヶ浦の既存の水利用等流水の正常な機能の維持と増進に支障を及ぼさない範囲で、利根川下流部から霞ヶ浦へ最大25 m^3 /秒の導水、霞ヶ浦から那珂川下流部へ最大11 m^3 /秒の送水を行うことにより、取水制限率の抑制や取水制限期間の短縮が図られ、渇水被害が低減されると認められる。

さらに、利根川及び那珂川から霞ヶ浦へ導水することにより、特別水利使用者である茨城県、東京都、千葉県及び印旛郡市広域市町村圏事務組合の新規都市用水（水道用水、工業用水）（以下単に「新規都市用水」という。）として、霞ヶ浦において最大3.122 m^3 /秒が、利根川及び霞ヶ浦から那珂川へ送水することにより、茨城県の新規都市用水として、那珂川の下国井地点下流において最大4.2 m^3 /秒が新たに確保されることとなり、地域の実情に即した各種用水の水源確保に対して大きく寄与することが認められる。

また、利根川及び那珂川から霞ヶ浦へ導水することにより、霞ヶ浦（西浦）の水質を改善し、那珂川から桜川へ最大3 m^3 /秒の注水を行うことで、桜川下流部について、アオコが発生しやすい夏季においても水質を改善し、河川環境の保全に寄与

することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、平成6年12月に発足した学識者等を中心とする霞ヶ浦導水環境委員会に諮問し、平成20年3月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査（霞ヶ浦導水事業環境レポート（案））を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、工事の実施に伴い発生する廃棄物等については環境への負荷に影響を及ぼすおそれがあると予測されるものの、発生の抑制及び再利用の促進を行い、工事の実施に伴う建設副産物としての処分量の低減を図ること等により、環境への影響が回避又は低減されると予測されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。また、上記の調査以降に新たに得られた知見や事業計画の変更等を踏まえ、起業者が令和3年5月等に同法等に準じて任意で上記の調査の照査をしたところ、大気質等については、環境基準等を満足するとされている。また、工事の実施及び供用後における水質については、概ね各河川の現状の変動幅にあること、水理については、導水による流速の変化が予測されるものの、排水機場の周辺の一時的、局所的变化であり、湖内及び河川の流れの形態を変えることはないと考えられることから、環境への影響は軽微であると予測されている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているヌマコダキガイ、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているゼニタナゴ、カワコザラガイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、タナゴ、アカヒレタビラ、ウツセミカジカ（降海回遊型）、カラスガイ、ヒヌマイトトンボ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオニバス、準絶滅危惧として掲載されているオオクグ、アサザ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。さらに、起業者は、その他にも任意で環境保全のための様々な調査を実施しており、魚介類の保全のための取水口部への迷入防止対策や、異なる水系の水を導入することによる生物の移送を防ぐための対策等、生物を始めとする環境への影響に配慮した措置を必要に応じて講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が17か所存在するが、茨城県教育委員会との協議の結果、このうち16か所については発掘調査の必要はないことが確認されている。残る1か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、地下トンネル方式により流況調整河川を建設する事業であり、その事業計画は、水道施設設計指針（平成24年7月改訂・日本水道協会）等に基づき適切に計画されていると認められる。

本件第1導水路区間の構造については、開水路、埋設管及び申請案である地下トンネルの3案による比較検討が行われており、総合的に勘案した結果、地下トンネル案を採用することとしている。

ルートについては、公道（一般道地下）案、公道（常盤自動車道地下）案、申請案である直線案の3案による比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、民地下を利用するため区分地上権設定必要面積は最も大きくなる一方で、施工延長が短くなり立坑設置数が9か所と他の2案より少なくなるため用地取得必要面積は最も小さくなること、直線で施工するため掘削機械の掘進性に優れ、工事工期も最も短くなることから施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本件第2導水路区間の構造についても、開水路、埋設管及び申請案である地下トンネルの3案による比較検討が行われており、総合的に勘案した結果、地下トンネル案を採用することとしている。

ルートについては、一部現況河道を利用して接続する小野川ルート案、小野川ルートと石納ルートの間位置を接続する江戸崎沖ルート案、申請案である最短距離を接続する石納ルート案の3案による比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、地上及び河川利用への影響等社会的影響は江戸崎沖ルート案と同位であるものの、施工延長が最も短いため施工性に最も優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、利根川及び那珂川流域では幾度も洪水被害が発生していること、茨城県等の特別水利使用者の水需要に対して安定的な水利用を可能とする必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、利根川及び那珂川流域の自治体の長等からなる霞ヶ浦導水事業建設促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は全て地下トンネルの設置及び維持に要する範囲であり、これを使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県東茨城郡茨城町役場及び小美玉市役所